



名古屋高等検察庁



～真実を見つめ、社会正義の実現のために犯罪に立ち向かう～

検察庁とは？

適正な捜査手続を通じて、**刑事事件の事案の真相を解明**し、真に罰すべきものがあればこれを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように**公判活動（裁判）**を進めていくことで、**社会正義を実現**するという大切な役割を担っています。

業務内容



● 捜査公判部門

捜査部門では、刑事事件や交通事件において、**起訴・不起訴の処分**を行うために、検察官の取調べにおいて調書を作成したり、検察官とともに犯罪の現場に行ったり、捜査報告書などの捜査書類の作成を行うなどします。

公判部門では、**裁判で犯罪を立証**するために、証拠を整理したり、証人が裁判所で証言するための準備などを行います。

● 検務部門

事件の受理・処理手続、令状の請求手続、懲役刑の執行手続、証拠品の受入れや処分、罰金の徴収、事件記録の保管や廃棄などの事務を行います。

● 事務局部門

給与の計算や支給、各種休暇の取得手続、勤務時間の管理、業務で使用する物品の購入など、検察庁の業務が円滑に行われるための事務を行います。



勤務地・異動

◆ 異動

1～3年の周期で各部門を異動

◆ 勤務地

原則は採用された地方検察庁及びその支部内での異動となります。

また、本人の希望や能力に応じて、法務省（本省）や最高検察庁などの上級庁や、他省庁への人事交流もあります。

金沢地検

富山地検

福井地検

岐阜地検

名古屋高検
名古屋地検

津地検



名古屋高検管内の
採用情報はこちら！



年度	大卒程度試験	高卒者試験
令和2年度	23 (8)	6 (3)
令和3年度	28 (13)	5 (2)
令和4年度	25 (11)	13 (5)

※ () は女性の内訳





先輩職員の声



私は採用3年目に**証拠品担当**として、警察等から送られてきた**証拠品の受入事務**等の業務を担当していました。

証拠品は刑事裁判の重要な証明資料となり、慎重な取扱いが要求されるなどの責任を伴いますが、捜査や裁判を行う上で重要な事務であり、**証拠品を適切に処分**できたときはやりがいを感じます。

検察庁は、法律の知識が必要となる場面が多くありますが、**採用時点で知識がなくても、法律科目を学べる研修制度が充実**していますので、安心して検察庁に来ていただくと幸いです。

(令和元年採用)

私は採用2年目に**立会事務官**として検察官とともに**事件の捜査**にあたっていました。

立会事務官の仕事は、**取調べの立会**だけでなく、**捜査書類の作成**や出張への同行、関係機関との連絡調整など多岐にわたります。

責任の伴う大変な仕事ですが、**検察官と二人三脚で刑事事件の捜査に携わっているという実感があり**、やりがいを感じます。

少しでも興味のある方は、ぜひ業務説明会に参加してみてください。

(令和2年採用)



検察庁にはいろいろな部署があるから
様々な経験を積むことができるね！
研修制度も充実しているから安心だ！



名古屋高等検察庁 🔍



〒460-0001 名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋高等検察庁人事課
☎ : 052-951-1581(代表) ✉ : ppo21-jinjika-kokai.1sa@i.moj.go.jp